

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和5年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	県立各学校校舎	12号	R5.4.1	R5.4.3

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和5年10～11月

ウ 調査対象事業所数 9事業所（知事部局4、教育委員会2、警察本部3）
（12号事業所2、官公署7）

エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・休憩時間・休暇・宿日直勤務
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

- ・人事委員会の許可回数を超えた宿直の実施 [1]

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・産業医の未選任 [1]
- ・局所排気装置に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・局所排気装置及び防じん装置に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・シャーリングマシン（せん断機）に対する定期自主検査の未実施 [1]
- ・特定化学物質取扱作業場における局所排気装置等の未設置 [1]
- ・アーク溶接作業場における溶接ヒュームの濃度測定の未実施 [2]
- ・特定化学物質（溶接ヒューム）作業主任者の未選任 [1]
- ・特定粉じん作業を行う職員に対する特別教育の未実施 [2]
- ・特定粉じん作業実施作業場における作業環境測定の未実施 [1]

※ [] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和4年度下半期：93事業所
令和5年度上半期：85事業所

エ 調査結果

令和5年9月30日までの期間中、1事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和5年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	3	3	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	3	3	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	59	〃 第36条
	更 新	26	
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	33	33	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	4	2	〃 第13条
定期健康診断結果報告	132	72	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告書	72	72	〃 第52条の21
機械等設置届	5	1	〃 第86条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
機械等変更届	0	0	労働安全衛生規則第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	12	11	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	6	6	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	0	0	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	52	26	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	33	15	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	2	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条